

○志摩市不法投棄等監視カメラの設置及び運用等に関する要綱

平成28年8月17日告示第129号

志摩市不法投棄等監視カメラの設置及び運用等に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市内における一般廃棄物が不法投棄又は不適正排出（以下「不法投棄等」という。）されることを防止し、かつ、不法投棄等をした者（以下「不法投棄者等」という。）を特定して不法投棄等された廃棄物（以下「不法投棄物等」という。）の撤去及び回収並びに処分（以下「撤去等」という。）を指導すること等を目的として、不法投棄等監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の設置及び貸出し並びに運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てることをいう。
- (2) 不適正排出 法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画により市がごみ集積所において収集するものとして定める一般廃棄物が、当該一般廃棄物処理計画において定められた分別の区分等に従わないでごみ集積所に排出されることをいう。
- (3) ごみ集積所 市が認めた一般廃棄物の集積所で市が備える集積所台帳に記載のあるものをいう。
- (4) 監視カメラ 地域の住環境保全を図るため不法投棄等を予防し、不法投棄者等の特定を目的として設置されるカメラで、画像の録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。
- (5) 画像 監視カメラによって記録された映像をいう。
- (6) 関係機関 三重県警察鳥羽警察署及び三重県廃棄物担当部署をいう。

(責務)

**第3条** 市長は、設置し、又は貸し出しする監視カメラの管理及び運用に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 監視カメラを取り扱う職員（以下「職員」という。）又は職員であった者は、監視カメラの画像から知り得た市民等の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(管理責任者)

**第4条** 市長は、監視カメラによる画像の適正な取得及び管理を行うため、監視カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

2 管理責任者は、不法投棄等の防止を担当する組織の長をもって充てる。

3 管理責任者は、監視カメラの画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（貸出対象者）

**第5条** 監視カメラの貸出しの対象者は、次に掲げる者とする。

（1）自治会その他の市内のごみ集積所の管理者

（2）その他市長が特に認める者

（貸出期間）

**第6条** 監視カメラの貸出期間は、1箇月以内とする。ただし、返却期限日が志摩市の休日を定める条例（平成16年志摩市条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（当該翌日も休日に該当する場合は、当該翌日以降に到来する直近の休日に該当しない日）をもって、その期限とみなす。

2 市長が特に必要と認める場合は、1回に限り、貸出期間の延長をすることができる。

（貸出台数）

**第7条** 監視カメラの貸出台数は、1回につき1台とする。

（貸出申請等）

**第8条** 監視カメラの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の1箇月前から3日前までに、貸出申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（1）設置希望場所の位置図

（2）設置希望場所の土地所有者又は管理者の同意書

（3）設置を希望する工作物、樹木等の所有者又は管理者の同意書

（4）運転免許証、健康保険証その他の申請者の本人確認ができる書類の写し

（5）その他市長が必要と認めるもの

（貸出料等）

**第9条** 監視カメラの貸出しは、無料とする。

2 設置費用及び画像の保存に必要な経費等は、監視カメラの貸出しを受けた者（以下「設置者」という。）の負担とする。

(貸出決定等)

**第10条** 市長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、次条第3項に規定する条件のほか、使用者に管理上必要な条件を付して監視カメラの貸出しを決定し、不法投棄等監視カメラ貸出決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 監視カメラの貸出しに当たっては、運転免許証、健康保険証その他の申請者本人が確認できる書類を提示しなければならない。

3 貸出期間が重複した場合は、申請受付順により使用者を決定する。

(設置等)

**第11条** 管理責任者は、自治会等からの情報又は要請を総合的に勘案して必要と認める場合は、不法投棄等がされ、若しくはされるおそれがあると認めた場所又はごみ集積所に監視カメラを設置することができる。

2 管理責任者は、監視カメラを設置する際は、あらかじめ設置場所の土地及び工作物の所有者又は管理者から同意を得るものとする。ただし、自治会等から設置の申請があつて設置の必要があると認めた場合は、自治会等において同意書(様式第3号)を得るものとする。

3 監視カメラによる撮影は、不法投棄等の状況に応じ必要な場所であつて必要な範囲に限るものとする。

4 管理責任者は、監視カメラを設置したとき又は貸し出したときは、設置場所等管理簿(様式第4号)を作成するものとする。

(設置の表示)

**第12条** 管理責任者は、監視カメラの設置場所周辺に、監視カメラを設置してある旨を表示しなければならない。

(画像の管理)

**第13条** 管理責任者は、画像の管理状況を画像管理簿(様式第5号)に記載して管理するものとする。

(画像の保存等)

**第14条** 管理責任者は、画像に不法投棄等に付随する行為又はそれらを行った者若しくはそれらに関与した者が特定できる情報(以下「特定情報」という。)がない場合は、当該画像の撮影日から14日を超えないうちにこれを消去するものとする。ただし、管理責任者が必要と認めるときは、保存期間を延長することができる。

2 管理責任者は、画像に特定情報がある場合は、当該画像の撮影日から起算して90日間保存する

ものとする。この場合において、管理責任者は、不法投棄物等の撤去等に関し必要と認めた場合は、当該撤去等が終了するまでこれを延長することができる。

- 3 管理責任者は、監視カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製してはならない。

(画像の利用等)

**第15条** 保存している画像の取扱いについては、不法投棄者等を特定し、不法投棄物等を撤去させ、又は指導するために用いるほか、志摩市個人情報保護条例（平成16年志摩市条例第9号）に定めるところにより関係機関に提供することができる。

- 2 画像の開示については、志摩市個人情報保護条例及び志摩市情報公開条例（平成16年志摩市条例第8号）に定めるところによる。

(画像の閲覧)

**第16条** 画像の閲覧は、前条に規定する場合に限るものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることはできない。

- 2 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者及び閲覧した画像を監視カメラ画像閲覧記録簿（様式第6号）に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく照会については、この限りでない。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第10条関係）

様式第3号（第11条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第13条関係）

様式第6号（第16条関係）